

令和5年2月前期定例会議事録

- ・開催日時 令和5年2月9日（木曜日） 13時53分～15時47分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 （委員）伊藤委員長 松尾委員 内田委員
（事務局）古賀事務局長 松藤副事務局長 木原人事主幹
土井人事主幹 古賀係長 宮崎係長 山下主査
馬場会計年度任用職員

○議事事項

1 令和5年1月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 令和5年度佐賀県職員採用試験（大学卒業程度）〔特別枠・スポーツ特別枠〕の実施要綱について

原案のとおり決定した。

3 佐賀県個人情報保護条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求できる個人情報（人事委員会告示）の廃止について

告示の廃止について、原案のとおり決定した。

【説明】

廃止の理由

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、令和5年4月1日より、口頭による開示請求ができなくなるため。

内容

- 1 佐賀県個人情報保護条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求できる個人情報を廃止することとした。
- 2 公布の日から施行

4 職の新設に伴う関係規則等の一部改正について

(1) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

令和5年2月10日付け職の新設に伴い、管理職手当を支給する職を改める必要があるため。

規則案の概要

- 1 改正の内容（別表第1関係）
職の新設に伴うもの
・ 知事部局地域交流部 SSP総括監（2種）
- 2 公布の日から施行

(2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

令和5年2月10日付け職の新設に伴い、期末手当及び勤勉手当の基礎額に加算を受ける職員を改める必要があるため。

規則案の概要

- 1 期末手当及び勤勉手当の基礎額に加算を受ける管理又は監督の地位にある職員について、SSP総括監を追加することとした。（第4条の4関係）
- 2 公布の日から施行

(3) 級別職務区分表の一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正内容

行政職給料表級別職務区分表

部 局	所属名	職名	給料表	備考
知事	地域交流部	SSP 総括監	行政職 8級	職の新設

2 適用年月日

令和5年2月10日

(4) 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

令和5年2月10日付け職の新設に伴い、管理職員等の範囲について所要の改正を行う必要があるため。

規則案の概要

- 1 次の職について職の新設に伴い新たに指定することとした。（別表関係）
○本庁（知事部局（出納局を含む。））
・SSP総括監
- 2 公布の日から施行

5 定年の引き上げ等に伴う関係規則等の制定及び改廃について

(1) 職員の定年等に関する規則の一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員等の定年引上げに係る関係条例の整備に伴い、職員の定年等に関する規則を改正する必要があるため。

規則案の概要

- 1 任命権者は、前年の4月2日からその年の4月1日までに異動期間の延長をした職員の状況を毎年5月末までに人事委員会に報告しなければならないこととした。（第9条関係）
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の選考に用いる情報について、規定を新設することとした。（第10条関係）
- 3 任命権者は、前年度における定年前再任用の状況を毎年5月末までに人事委員会に報告しなければならないこととした。（第11条関係）
- 4 暫定再任用職員の選考に用いる情報について、規定を新設することとした。（改正附則第4条関係）
- 5 任命権者は、前年度における暫定再任用の状況を毎年5月末までに人事委員会に報告しなければならないこととした。（改正附則第5条関係）
- 6 その他所要の改正を行うこととした。
- 7 令和5年4月1日から施行する。

- (2) 佐賀県職員給与条例附則第11項、第13項、第15項、第16項及び第18項並びに佐賀県公立学校職員給与条例附則第19項、第21項、第22項及び第23項の規定による給料に関する規則の制定について

制定内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

制定の理由

佐賀県職員等の定年引上げに係る関係条例の整備に伴い、佐賀県職員給与条例附則第11項、第13項、第15項、第16項及び第18項並びに佐賀県公立学校職員給与条例附則第19項、第21項、第22項及び第23項の規定による給料に関する規則を制定する必要があるため。

規則案の概要

- 1 給与条例附則第11項等の規定による管理監督職勤務上限年齢調整額の支給対象から除く職員を規定することとした。（第3条関係）
- 2 給与条例附則第15項等の規定による管理監督職勤務上限年齢調整額の支給対象となる職員及び支給額の算定方法等を規定することとした。（第5条関係）
- 3 給与条例附則第16項等の規定による管理監督職勤務上限年齢調整額の支給対象となる職員及び支給額の算定方法等を規定することとした。（第6条～第12条関係）
- 4 令和5年4月1日から施行する。

- (3) 佐賀県職員給与条例附則第 11 項、第 13 項、第 15 項、第 16 項及び第 18 項並びに佐賀県公立学校職員給与条例附則第 19 項、第 21 項、第 22 項及び第 23 項の規定による給料に関する規則の運用についての制定について

制定内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

運用の制定案の内容

- 1 管理監督職勤務上限年齢調整額の支給対象者のうち、規則の規定により、その者の管理監督職勤務上限年齢調整額を人事委員会が別に定めることとしているものについて規定を新設することとした。
- 2 適用日 令和 5 年 4 月 1 日

<規定例>

規 則	運 用 通 知
第5条 略 (1)～(3) 略 (4) 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 <u>人事委員会の定める額</u>	第5条関係 この条の第1項第4号の「人事委員会の定める額」は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額とする。

- (4) 令和 3 年改正給与条例附則第 7 条の規定による給料に関する規則の一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員等の定年引上げに係る関係条例の整備に伴い、令和 3 年改正給与条例附則第 7 条の規定による給料に関する規則を改正する必要があるため。

規則案の概要

- 1 定年引上げに伴う給料月額 7 割措置を受ける職員の規定を新設することとした。(第 2 条、第 3 条関係)
- 2 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

- (5) 令和3年改正給与条例附則第6条の規定による給料に関する規則の一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員等の定年引上げに係る関係条例の整備に伴い、令和3年改正給与条例附則第6条の規定による給料に関する規則を改正する必要があるため。

規則案の概要

- 1 再任用職員の規定を削除し、暫定再任用職員の規定を新設することとした。(第2条、第3条関係)
- 2 定年引上げに伴う給料月額7割措置を受ける職員の規定を新設することとした。(第2条、第3条関係)
- 3 令和5年4月1日から施行する。
- 4 所要の経過措置を置くこととした。

- (6) 平成26年改正県職員給与条例附則第7条又は平成26年改正学校職員給与条例附則第5条の規定による給料に関する規則の廃止について

規則の廃止について、原案のとおり決定した。

【説明】

廃止の理由

本規則で規定する経過措置の対象者がいないため。

規則案の概要

- 1 公布の日から施行する。

- (7) 佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員等の定年引上げに係る関係条例の整備に伴い、佐賀県職員の給料その他の給与支給規則を改正する必要があるため。

規則案の概要

- 1 再任用短時間勤務職員の規定を削除し、定年前再任用短時間勤務職員の規定を新設することとした。（第1条の2関係）
- 2 育児短時間勤務職員が定年引上げに伴う給料月額7割措置を受ける場合の給料月額の端数計算に関する規定を新設することとした。（原始附則第2項関係）
- 3 令和5年4月1日から施行する。
- 4 所要の経過措置を置くこととした。

(8) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員等の定年引上げに係る関係条例の整備等に伴い、佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則を改正する必要があるため。

規則案の概要

- 1 定年引上げに伴う役降りにより、行政職給料表を適用されていた職員が医療職給料表（二）へ給料表異動した場合のその者の号給決定の方法について規定を追加することとした。（第29条関係）
- 2 学歴免許等資格区分表に、短大2卒相当の学歴免許等の資格として独立行政法人海技教育機構海技士教育科の海技課程航海専科の卒業を追加することとした。（別表第17関係）
- 3 令和5年4月1日から施行する。

(9) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

運用の改正案の内容

- 1 医療職給料表(二)6級から行政職給料表7級へ給料表異動した場合の号給について、別表を新設することとした。
- 2 定年引上げ等に伴い、保健師等が役降りにより行政職給料表から医療職給料表(二)への給料表異動した場合の号給について、規定を新設することとした。
- 3 適用日 令和5年4月1日

(10) 給料の調整額に関する規則の一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員等の定年引上げに係る関係条例の整備に伴い、給料の調整額に関する規則を改正する必要があるため。

規則案の概要

- 1 定年前再任用短時間勤務職員に適用する調整基本額についての規定を加えることとし、これに伴い現行の規定内容を整理することとした。(第2条、別表第3関係)
- 2 給料の調整額の経過措置規定を削ることとした。(第3条、第4条関係)
- 3 定年引上げに伴う給料月額7割措置の対象者に支給する調整基本額については、調整基本額の7割の額とすることとした。(原始附則第3項関係)
- 4 令和5年4月1日から施行する。
- 5 所要の経過措置を置くこととした。

(11) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員等の定年引上げに係る関係条例の整備に伴い、佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則を改正する必要があるため。

規則案の概要

- 1 再任用職員の規定を削除し、定年前再任用短時間勤務職員を追加することとした。（第3条関係）
- 2 定年引上げに伴う給料月額7割措置の対象者に支給する管理職手当の額については、手当額の7割の額とすることとした。（原始附則第2項関係）
- 3 令和5年4月1日から施行する。
- 4 所要の経過措置を置くこととした。

(12) 農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員等の定年引上げに係る関係条例の整備に伴い、農林漁業普及指導手当の支給に関する規則を改正する必要があるため。

規則案の概要

- 1 定年引上げに伴う給料月額7割措置を受ける職員の手当額の算定基礎となる給料月額には、管理監督職勤務上限年齢調整額も含むこととした。（原始附則第2項関係）
- 2 令和5年4月1日から施行する。

(13) 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員等の定年引上げに係る関係条例の整備に伴い、管理職員特別勤務手当に関する規則を改正する必要があるため。

規則案の概要

- 1 定年前再任用短時間勤務職員に支給する当該手当の区分及び額の規定を新設することとした。（第2条、第3条関係）
- 2 定年引上げに伴う給料月額7割措置対象者に支給する管理職員特別勤務手当の額は、7割の額とする規定を新設した。（原始附則第2項関係）
- 3 令和5年4月1日から施行する。
- 4 所要の経過措置を置くこととした。

(14) 初任給調整手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員等の定年引上げに係る関係条例の整備に伴い、初任給調整手当に関する規則を改正する必要があるため。

規則案の概要

- 1 定年引上げに伴う給料月額7割措置対象者に適用する初任給調整額表を新設することとした。（第6条、原始附則第2項、別表第2関係）
- 2 令和5年4月1日から施行する。

(15) 住居手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員等の定年引上げに係る関係条例の整備に伴い、住居手当に関する規則を改正する必要があるため。

規則案の概要

- 1 再任用職員の規定を削除し、定年前再任用短時間勤務職員を追加することとした。（第5条の2関係）
- 2 令和5年4月1日から施行する。

(16) 通勤手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員等の定年引上げに係る関係条例の整備に伴い、通勤手当に関する規則を改正する必要があるため。

規則案の概要

- 1 再任用職員の規定を削除し、定年前再任用短時間勤務職員を追加することとした。（第8条の2関係）
- 2 地方公務員法が改正されたことに伴う引用条項を改正することとした。（第10条の3関係）
- 3 令和5年4月1日から施行する。
- 4 所要の経過措置を置くこととした。

(17) 単身赴任手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員等の定年引上げに係る関係条例の整備に伴い、単身赴任手当に関する規則を改正する必要があるため。

規則案の概要

- 1 再任用職員の規定を削除し、定年前再任用短時間勤務職員を追加することとした。（第6条関係）
- 2 令和5年4月1日から施行する。
- 3 所要の経過措置を置くこととした。

(18) 単身赴任手当の運用についての一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

運用の改正案の内容

- 1 再任用職員の規定を削除し、定年前再任用短時間勤務職員の規定を新設することとした。
(第6条関係第1項、第3項及び第5項並びに第9条関係第2項関係)
- 2 適用日 令和5年4月1日

(19) 「単身赴任手当の運用についての一部改正について」の施行に伴う経過措置についての制定について

制定内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

運用の制定案の内容

- 1 暫定再任用職員に対する定年引上げ等に伴う改正後の単身赴任手当の運用通知の適用について、経過措置規定を新設することとした。
- 2 適用日 令和5年4月1日

(20) 特勤手当等支給規則の一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員等の定年引上げに係る関係条例の整備に伴い、特勤手当等支給規則を改正する必要があるため。

規則案の概要

- 1 定年引上げに伴う給料月額7割措置対象者に支給する特勤手当及び特勤手当に準ずる手当の算定基礎となる給料月額は、7割措置後の額とする規定を新設した。(原始附則第2項～第5項関係)
- 2 その他所要の改正をすることとした。
- 3 令和5年4月1日から施行する。

(21) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員等の定年引上げに係る関係条例の整備に伴い、期末手当及び勤勉手当に関する規則を改正する必要があるため。

規則案の概要

- 1 再任用職員の規定を削除し、定年前再任用短時間勤務職員を追加することとした。（第2条、第6条及び第12条関係）
- 2 令和5年4月1日から施行する。
- 3 所要の経過措置を置くこととした。

(22) 期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

運用の改正案の内容

- 1 再任用職員の規定を削除し、定年前再任用短時間勤務職員の規定を新設することとした。（第8項及び第25項関係）
- 2 適用日 令和5年4月1日

(23) 「期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について」の施行に伴う経過措置についての制定について

制定内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

運用の制定案の内容

- 1 暫定再任用職員に対する定年引上げ等に伴う改正後の期末手当及び勤勉手当の運用通知の適用について、経過措置規定を新設することとした。
- 2 適用日 令和5年4月1日

(24) 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員等の定年引上げに係る関係条例の整備に伴い、義務教育等教員特別手当に関する規則を改正する必要があるため。

規則案の概要

- 1 再任用短時間勤務職員の規定を削除し、定年前再任用短時間勤務職員の規定を新設することとした。（第4条、別表第1、別表第2関係）
- 2 定年引上げに伴う給料月額7割措置を受ける職員の義務教育等教員特別手当の額は、別表第1又は別表第2に掲げる額の7割の額とすることとした。（原始附則第2項関係）
- 3 令和5年4月1日から施行する。
- 4 所要の経過措置を置くこととした。

(25) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員等の定年引上げに係る関係条例の整備に伴い、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則を改正する必要があるため。

規則案の概要

- 1 外国派遣される職員のうち、定年引上げに伴う給料月額7割措置を受ける職員の給料月額は、7割措置後の額として給与等の算定をすることとした。（原始附則第2項関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 令和5年4月1日から施行する。

(26) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

地方公務員法の改正を踏まえ、佐賀県職員の定年引上げに係る定年前再任用短時間勤務制の導入等により、関係条例の規定が整備されたことに伴い、所要の改正を行うため。

改正内容

- 1 再任用職員の規定を削り、定年前再任用短時間勤務職員の規定を加えることとした。
(第3条の4の3、第6条、第6条の2、第6条の3及び第6条の4関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 令和5年4月1日から施行する。
- 4 所要の経過措置を置くこととした。

(27) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

地方公務員法の改正を踏まえ、佐賀県職員の定年引上げに係る定年前再任用短時間勤務制の導入等により、関係条例の規定が整備されたことに伴い、所要の改正を行うため。

改正内容

- 1 再任用職員の規定を削り、定年前再任用短時間勤務職員の規定を加えることとした。
(第1、第5及び別表第3関係)
- 2 令和5年4月1日から適用

(28) 「職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部改正について」の施行に伴う経過措置についての制定について

制定内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

制定の理由

地方公務員法の改正を踏まえ、佐賀県職員の定年引上げに係る定年前再任用短時間勤務制の導入等により、改正後職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について、経過措置を講じる必要があるため。

制定の内容

- 1 暫定再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び旧法再任用職員について、経過措置としてそれぞれみなし規定を定める。
- 2 令和5年4月1日から適用

(29) 佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員等の定年引上げに係る関係条例の整備に伴い、佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則を改正する必要があるため。

規則案の概要

- 1 再任用職員の規定を削り、定年前再任用短時間勤務職員の規定を加えることとした。
(第4条関係)
- 2 令和5年4月1日から施行する。

(30) 佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員等の定年引上げに係る関係条例の整備に伴い、佐賀県職員の育児休業等に関する規則を改正する必要があるため。

規則案の概要

- 1 育児休業をすることができる非常勤職員について、引用条例の号ズレに対応するもの（第2条の2関係）
- 2 令和5年4月1日から施行する。

(31) 佐賀県職員の退職管理に関する規則の一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員等の定年引上げに係る関係条例の整備に伴い、佐賀県職員の退職管理に関する規則を改正する必要があるため。

規則案の概要

- 1 再任用職員の規定を削り、定年前再任用短時間勤務職員の規定を加えることとした（第23条関係）
- 2 令和5年4月1日から施行する。
- 3 所要の経過措置を置くこととした。

(32) 職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則の一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

地方公務員法の改正を踏まえ、佐賀県職員の定年引上げに係る管理監督職勤務上限年齢制の導入等により、関係条例の規定が整備されたことに伴い、所要の改正を行うため。

改正内容

- 1 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴い、職員の分限に関する条例（以下、「条例」とする。）第3条第2項の規定により処分を行った場合は、人事委員会への通知は不要とする。（第3条関係）
- 2 任命権者は条例附則第4項の規定の適用を受ける職員に対し、給料月額が異動することになった旨を通知する場合は、次の事項を記載して行うものとする。（附則第2項関係）
 - ・異動後の給料月額の適用日
 - ・異動前後の給料月額
- 3 令和5年4月1日から施行する。

(33) 職員からの苦情相談に関する規則の一部改正について

改正内容について、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員等の定年引上げに係る関係条例の整備に伴い、職員からの苦情相談に関する規則を改正する必要があるため。

規則案の概要

- 1 再任用職員の規定を削り、定年前再任用短時間勤務職員の規定を加えることとした（第2条関係）
- 2 令和5年4月1日から施行する。
- 3 所要の経過措置を置くこととした。

○その他

1 行事予定について